

新型コロナウイルス感染症対策に係る 学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望

各自治体においては「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）」を受け、児童・生徒の命と健康を守り、感染拡大を防止するため、学校の一斉臨時休業措置を実施したところである。

今般、専門家会議において集団感染が生じやすい場合の知見が示され、また、地域の医療体制も順次構築される中で、学校設置者は、国の動向や各地域の感染状況などを十分に考慮した上で、学校再開に向けた万全の体制を確保することが求められている。

このため、以下の点について要望する。

1 国の一斉臨時休業要請終了後の対応について

国の責任において、学校現場に混乱をきたすことがないように、地域における感染者の発生状況等との関係も含め、一斉臨時休業後の学校再開についての考え方を速やかに具体的に示すこと。

その際、科学的知見などを踏まえて考え方の根拠を明確にすること。

2 臨時休業措置に必要な情報の共有について

新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める緊急事態宣言に関わらず、各地域において統一的な考え方で対策を講じるため、臨時休業措置の検討に必要な科学的知見や国としての考え方を、迅速かつ適切に都道府県や市町村と共有すること。

令和2年3月18日

全国知事会会長

飯泉 嘉門

全国知事会文教環境常任委員会委員長

阿部 守一